

議案第 27 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「33,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「47,700円」を「50,400円」に改め、同項第4号中「57,200円」を「60,400円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「76,300円」を「80,600円」に改め、同項第7号中「82,600円」を「87,300円」に改め、同項第8号中「95,400円」を「100,800円」に改め、同項第9号中「108,100円」を「114,200円」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「28,600円」を「30,200円」に改める。

第18条を次のように改める。

（罰則）

第18条 町長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

本則に次の4条を加える。

第19条 町長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第20条 町長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第21条 町長は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を

除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第22条 前4条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の介護保険条例第9条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。